

議案第35号

市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について

市立小学校及び中学校の通学区域について（昭和48年横須賀市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月17日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

市立小学校及び中学校の通学区域について（昭和48年横須賀市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

第1号の表横須賀市立田浦小学校の項を削る。

第1号の表横須賀市立長浦小学校の項中「長浦町」を「港が丘1丁目、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町」に改める。

第1号の表横須賀市立走水小学校の項を削る。

第1号の表横須賀市立馬堀小学校の項中「馬堀町」を「走水、馬堀町」に改める。

第2号の表横須賀市立田浦中学校の項中「、田浦」を削る。

第2号の表横須賀市立馬堀中学校の項中「馬堀、走水各小学校通学区域」を「馬堀小学校通学区域」に改める。

（提案理由）

田浦小学校の通学区域を長浦小学校の通学区域に加え、走水小学校の通学区域を馬堀小学校の通学区域に加えることと、その他所要の条文整備を行うため、改正する。

(参照)

市立小学校及び中学校の通学区域について抜粋

(1) 小学校通学区域

学校名	通学区域
横須賀市立長浦小学校	港が丘1丁目、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、安針台
横須賀市立馬堀小学校	馬堀海岸3丁目、4丁目、走水、馬堀町

(2) 中学校通学区域

学校名	通学区域
横須賀市立田浦中学校	船越、長浦各小学校通学区域
横須賀市立馬堀中学校	望洋小学校通学区域の内馬堀海岸1丁目(1番を除く。)、2丁目、桜が丘 馬堀小学校通学区域

○市立小学校及び中学校の通学区域について

昭和48年3月31日
教育委員会告示第7号

市立小学校及び中学校の通学区域を次の通り定める。

なお、昭和35年横須賀市教育委員会告示第34号(市立小学校及び中学校の通学区域について)は、廃止する。

(1) 小学校通学区域

学校名	通学区域
(省略)	(省略)
横須賀市立田浦小学校	港が丘1丁目、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町
横須賀市立長浦小学校	長浦町、箱崎町、安針台 港が丘1丁目、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、
(省略)	(省略)
横須賀市立走水小学校	走水
横須賀市立馬堀小学校	馬堀海岸3丁目、4丁目、馬堀町 、走水
(省略)	(省略)

(2) 中学校通学区域

学校名	通学区域
(省略)	(省略)
横須賀市立田浦中学校	船越、 田浦 、長浦各小学校通学区域
(省略)	(省略)
横須賀市立馬堀中学校	望洋小学校通学区域の内馬堀海岸1丁目(1番を除く。)、 2丁目、桜が丘 馬堀、 走水各 小学校通学区域
(省略)	(省略)